

半 期 報 告 書

第93期中 自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日

株式会社 仙 台 銀 行

E 0 3 6 3 5

第93期中（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 仙 台 銀 行

目 次

頁

第93期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	26
1 【主要な設備の状況】	26
2 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【株価の推移】	34
3 【役員の状況】	35
第5 【経理の状況】	36
1 【中間連結財務諸表等】	37
2 【中間財務諸表等】	63
第6 【提出会社の参考情報】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【中間会計期間】	第93期中(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
【会社名】	株式会社仙台銀行
【英訳名】	THE SENDAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	仙台(022)大代表225-8241
【事務連絡者氏名】	経理部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,394	9,103	8,826	15,183	17,599
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△8,312	1,999	1,990	△8,157	2,494
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△9,569	1,930	1,848	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△9,445	2,384
連結中間包括利益	百万円	△7,354	1,699	896	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△6,122	5,959
連結純資産額	百万円	34,781	37,712	42,453	36,013	41,972
連結総資産額	百万円	968,949	948,904	1,066,565	927,164	1,018,455
1株当たり純資産額	円	631.86	1,019.52	1,642.26	794.78	1,574.74
1株当たり 中間純利益金額 (△は1株当たり 中間純損失金額)	円	△1,264.52	255.21	240.35	—	—
1株当たり 当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	△1,248.27	307.32
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円	—	42.61	69.44	—	—
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	64.47
自己資本比率	%	3.58	3.97	3.98	3.88	4.12
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	134,229	7,331	7,101	99,717	44,302
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△81,439	25,090	12,113	△112,461	△17,103
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	28,900	△1,022	△427	23,331	△1,539
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	130,900	91,196	104,244	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	59,796	85,456
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	774 [338]	757 [323]	736 [334]	756 [339]	726 [328]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成23年度中間連結会計期間、平成23年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第91期中	第92期中	第93期中	第91期	第92期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	7,423	9,207	8,895	15,267	17,751
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△8,348	1,996	1,943	△8,251	2,429
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△9,579	1,934	1,884	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△9,504	2,350
資本金	百万円	22,485	22,485	22,485	22,485	22,485
発行済株式総数	千株	普通株式 7,591 第I種優先株式 20,000	普通株式 7,564 第I種優先株式 20,000	普通株式 7,564 第I種優先株式 20,000	普通株式 7,591 第I種優先株式 20,000	普通株式 7,564 第I種優先株式 20,000
純資産額	百万円	35,342	38,228	42,968	36,525	42,450
総資産額	百万円	969,590	949,497	1,067,157	927,733	1,018,990
預金残高	百万円	826,816	834,765	862,593	814,767	835,081
貸出金残高	百万円	509,754	530,603	554,578	516,856	557,327
有価証券残高	百万円	322,831	320,229	356,742	344,171	366,721
1株当たり 中間純利益金額 (△は1株当たり 中間純損失金額)	円	△1,265.92	255.72	245.21	—	—
1株当たり 当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	△1,256.10	302.79
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円	—	42.69	70.82	—	—
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	63.54
1株当たり配当額	円	—	—	普通株式 16.25 第I種優先株式 1.50	—	普通株式 47.00 第I種優先株式 3.00
自己資本比率	%	3.64	4.02	4.02	3.93	4.16
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	764 [310]	749 [294]	728 [303]	745 [311]	717 [298]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成23年9月期、平成24年3月期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	732 [331]	4 [3]	736 [334]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員394人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 「その他」はクレジットカード業務であります。

(2) 当行の従業員数

平成25年9月30日現在

従業員数(人)	728 [303]
---------	--------------

セグメントの名称	従業員数(人)
銀行業	724 [300]
その他	4 [3]
合計	728 [303]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員354人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、次のとおりであります。
① 金融労連仙台銀行労働組合と称し、組合員数は26人であります。
② 仙台銀行新労働組合と称し、組合員数は555人であります。
両組合とも労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(1) 経営環境

当中間連結会計期間における国内経済は、各種経済対策や金融政策を背景とした円安・株高の効果を受けて、企業収益の改善や個人消費の持ち直しがみられるなど、景気は緩やかな回復の動きとなりました。先行きは、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクを抱えているものの、生産・所得・支出の好循環が続くもとでさらなる景気の回復が期待されています。

当行グループ(以下、「当行」という。)の営業エリアである宮城県の経済は、個人消費など一部に弱めの動きがみられたものの、総じて震災復興に伴う公共工事や住宅工事などを中心に東日本大震災からの緩やかな回復の動きが続きました。

(2) 業績

このような環境のなか、当行は、被災地の金融機関として、地域経済及び取引先との共存共栄を目指すとともに、一日も早い震災復興に向けて、円滑な資金供給や事業再建支援をはじめとする復興支援策に積極的に取り組んでおります。

〔銀行業〕

当行の当中間連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

預金残高につきましては、法人預金や公金預金が増加したことから、前連結会計年度末比275億43百万円増加の8,624億68百万円となりました。

貸出金残高につきましては、住宅ローンが増加しましたが、中小企業向け貸出や地方公共団体向け貸出が減少したことなどから、前連結会計年度末比26億69百万円減少の5,521億15百万円となりました。

有価証券残高につきましては、国債残高が減少したことなどから、前連結会計年度末比99億79百万円減少の3,567億32百万円となりました。

損益状況につきましては、連結経常収益は、被災取引先の業況好転等に伴い貸倒引当金戻入益を計上したものの、国債等債券売却益が減少したことなどから、前中間連結会計期間比2億76百万円減少の88億26百万円となりました。一方、連結経常費用は、国債等債券売却損が減少したことなどから、前中間連結会計期間比2億67百万円減少の68億36百万円となりました。

その結果、連結経常利益は前中間連結会計期間比9百万円減少の19億90百万円、連結中間純利益は前中間連結会計期間比82百万円減少の18億48百万円となりました。また、個別では、経常利益は前中間会計期間比52百万円減少の19億43百万円、中間純利益は前中間会計期間比49百万円減少の18億84百万円となりました。

〔その他〕

当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、「銀行業」に含めて記載しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが71億1百万円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローが121億13百万円のプラス、財務活動によるキャッシュ・フローが4億27百万円のマイナスとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの増加等により前中間連結会計期間比2億30百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入の減少等により、前中間連結会計期間比129億77百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済による支出の減少等により、前中間連結会計期間比5億95百万円の増加となりました。

これにより、現金及び現金同等物の増減額は、前中間連結会計期間比126億12百万円減少しております。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前中間連結会計期間比3億34百万円増加の57億92百万円となりました。

役務取引等収支は、前中間連結会計期間比14百万円増加の6億49百万円、その他業務収支は、前中間連結会計期間比59百万円減少の1億3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,381	76	△0	5,458
	当中間連結会計期間	5,615	176	—	5,792
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,847	90	47	13 5,877
	当中間連結会計期間	5,994	186	9	6,171
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	466	13	47	13 418
	当中間連結会計期間	379	9	9	379
役務取引等収支	前中間連結会計期間	633	0	0	634
	当中間連結会計期間	648	0	—	649
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,222	1	0	1,224
	当中間連結会計期間	1,257	1	—	1,258
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	588	1	—	590
	当中間連結会計期間	608	1	—	609
その他業務収支	前中間連結会計期間	247	2	86	163
	当中間連結会計期間	101	2	—	103
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	743	2	86	659
	当中間連結会計期間	214	2	—	216
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	496	—	—	496
	当中間連結会計期間	113	—	—	113

- (注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。
2. 前中間連結会計期間の資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去については、前中間連結会計期間は、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しておりましたが、当中間連結会計期間は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を相殺消去額として記載しております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門においては、資金運用勘定は平均残高1兆228億19百万円、利息59億94百万円、利回り1.16%となり、資金調達勘定は平均残高1兆46億8百万円、利息3億79百万円、利回り0.07%となりました。

国際業務部門においては、資金運用勘定は平均残高221億51百万円、利息1億86百万円、利回り1.68%となり、資金調達勘定は平均残高221億40百万円、利息9百万円、利回り0.08%となりました。

この結果、相殺消去後の国内業務部門と国際業務部門の合計は、資金運用勘定は平均残高1兆229億92百万円、利息61億71百万円、利回り1.20%となり、資金調達勘定は平均残高1兆47億70百万円、利息3億79百万円、利回り0.07%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(22,519) 925,678	(13) 5,800	1.24
	当中間連結会計期間	1,022,819	5,994	1.16
うち貸出金	前中間連結会計期間	513,131	4,633	1.80
	当中間連結会計期間	539,992	4,470	1.65
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	2	0	0.23
	当中間連結会計期間	2	0	0.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	331,898	1,091	0.65
	当中間連結会計期間	344,689	1,419	0.82
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	50,044	34	0.13
	当中間連結会計期間	99,278	69	0.13
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	605	25	8.32
	当中間連結会計期間	537	22	8.33
うち預け金	前中間連結会計期間	7,476	2	0.06
	当中間連結会計期間	16,340	3	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	907,566	418	0.09
	当中間連結会計期間	1,004,608	379	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	833,212	285	0.06
	当中間連結会計期間	856,072	215	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	69,735	26	0.07
	当中間連結会計期間	141,899	69	0.09
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	49	0	0.12
	当中間連結会計期間	76	0	0.12
うち借入金	前中間連結会計期間	4,334	11	0.53
	当中間連結会計期間	6,359	3	0.10

- (注) 1. 当行及び連結子会社の国内の円建取引について記載しております。
 2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してしております。
 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間8億8百万円、当中間連結会計期間7億23百万円)を控除して表示しております。
 4. 前中間連結会計期間の資金運用勘定上段の()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	22,702	90	0.79
	当中間連結会計期間	22,151	186	1.68
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	22,478	90	0.80
	当中間連結会計期間	21,952	186	1.69
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(22,519) 22,708	(13) 13	0.11
	当中間連結会計期間	22,140	9	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	188	0	0.02
	当中間連結会計期間	161	0	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 当行及び連結子会社の国内の外貨建取引について記載しております。

2. 前中間連結会計期間の資金調達勘定上段の()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	928,660	2,798	925,861	5,924	47	5,877	1.26
	当中間連結会計期間	1,044,970	21,978	1,022,992	6,181	9	6,171	1.20
うち貸出金	前中間連結会計期間	515,772	2,640	513,131	4,680	47	4,633	1.80
	当中間連結会計期間	539,992	—	539,992	4,470	—	4,470	1.65
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	2	—	2	0	—	0	0.23
	当中間連結会計期間	2	—	2	0	—	0	0.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	354,386	10	354,376	1,182	—	1,182	0.66
	当中間連結会計期間	366,641	—	366,641	1,605	—	1,605	0.87
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	50,044	—	50,044	34	—	34	0.13
	当中間連結会計期間	99,278	—	99,278	69	—	69	0.13
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	605	—	605	25	—	25	8.32
	当中間連結会計期間	537	—	537	22	—	22	8.33
うち預け金	前中間連結会計期間	7,624	148	7,476	2	—	2	0.06
	当中間連結会計期間	16,340	—	16,340	3	—	3	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	907,902	148	907,754	466	47	418	0.09
	当中間連結会計期間	1,026,748	21,978	1,004,770	389	9	379	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	833,549	148	833,401	285	0	285	0.06
	当中間連結会計期間	856,233	—	856,233	215	—	215	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	69,735	—	69,735	26	—	26	0.07
	当中間連結会計期間	141,899	—	141,899	69	—	69	0.09
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	49	—	49	0	—	0	0.12
	当中間連結会計期間	76	—	76	0	—	0	0.12
うち借入金	前中間連結会計期間	4,334	—	4,334	59	47	11	0.53
	当中間連結会計期間	6,359	—	6,359	3	—	3	0.10

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 8 億 8 百万円、当中間連結会計期間 7 億 23 百万円)を控除して表示しております。
2. 前中間連結会計期間は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して表示しております。
3. 相殺消去額については、前中間連結会計期間は当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しており、当中間連結会計期間は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は12億58百万円となりましたが、主なものは為替業務 4億56百万円、預金・貸出業務 3億75百万円であります。

また、役務取引等費用は 6 億 9 百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,222	1	0	1,224
	当中間連結会計期間	1,257	1	—	1,258
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	254	—	—	254
	当中間連結会計期間	375	—	—	375
うち為替業務	前中間連結会計期間	443	1	—	445
	当中間連結会計期間	455	1	—	456
うち代理業務	前中間連結会計期間	458	—	—	458
	当中間連結会計期間	358	—	—	358
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	2	—	—	2
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	13	—	—	13
	当中間連結会計期間	12	—	—	12
うち保証業務	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
役務取引等費用	前中間連結会計期間	588	1	—	590
	当中間連結会計期間	608	1	—	609
うち為替業務	前中間連結会計期間	70	1	—	72
	当中間連結会計期間	96	1	—	98

(注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

2. 前中間連結会計期間の相殺消去については、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	834,582	183	151	834,613
	当中間連結会計期間	862,330	137	—	862,468
うち流動性預金	前中間連結会計期間	473,868	—	151	473,716
	当中間連結会計期間	478,625	—	—	478,625
うち定期性預金	前中間連結会計期間	356,126	—	—	356,126
	当中間連結会計期間	378,853	—	—	378,853
うちその他	前中間連結会計期間	4,587	183	—	4,770
	当中間連結会計期間	4,851	137	—	4,989
譲渡性預金	前中間連結会計期間	64,840	—	—	64,840
	当中間連結会計期間	139,630	—	—	139,630
総合計	前中間連結会計期間	899,422	183	151	899,453
	当中間連結会計期間	1,001,960	137	—	1,002,098

(注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 前中間連結会計期間の相殺消去額については、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	527,995	100.00	552,115	100.00
製造業	34,097	6.46	37,529	6.80
農業、林業	3,065	0.58	3,762	0.68
漁業	285	0.05	280	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	299	0.06	235	0.04
建設業	32,980	6.25	37,276	6.75
電気・ガス・熱供給・水道業	1,729	0.33	1,189	0.22
情報通信業	5,811	1.10	4,658	0.84
運輸業、郵便業	18,111	3.43	19,817	3.59
卸売業、小売業	41,546	7.87	41,828	7.58
金融業、保険業	13,935	2.64	17,511	3.17
不動産業、物品賃貸業	69,499	13.16	73,467	13.31
各種サービス業	53,427	10.12	52,667	9.54
地方公共団体	107,936	20.44	102,816	18.62
その他	145,267	27.51	159,073	28.81
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	527,995	—	552,115	—

(注) 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	108,885	—	—	108,885
	当中間連結会計期間	104,430	—	—	104,430
地方債	前中間連結会計期間	60,728	—	—	60,728
	当中間連結会計期間	64,587	—	—	64,587
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	120,621	—	—	120,621
	当中間連結会計期間	150,607	—	—	150,607
株式	前中間連結会計期間	6,331	—	10	6,321
	当中間連結会計期間	8,872	—	—	8,872
その他の証券	前中間連結会計期間	1,150	22,511	—	23,662
	当中間連結会計期間	6,941	21,293	—	28,234
合計	前中間連結会計期間	297,717	22,511	10	320,219
	当中間連結会計期間	335,438	21,293	—	356,732

- (注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 前中間連結会計期間の相殺消去額については、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	6,303	6,589	286
経費(除く臨時処理分)	5,326	5,582	255
人件費	2,466	2,406	△60
物件費	2,559	2,808	249
税金	300	367	67
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	976	1,007	30
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	976	1,007	30
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	976	1,007	30
うち債券関係損益	160	100	△59
臨時損益	1,019	936	△83
株式等関係損益	△83	109	192
不良債権処理額	40	57	16
貸出金償却	4	18	14
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
債権売却損	—	4	4
偶発損失引当金繰入額	—	7	7
信用保証協会責任共有制度負担金	35	27	△8
その他	0	0	△0
貸倒引当金戻入益	1,092	995	△97
償却債権取立益	55	29	△25
偶発損失引当金戻入益	26	—	△26
その他臨時損益	△30	△140	△109
経常利益	1,996	1,943	△52
特別損益	△69	△32	37
うち固定資産処分損益	△50	△32	18
税引前中間純利益	1,926	1,911	△15
法人税、住民税及び事業税	34	36	2
法人税等調整額	△42	△10	32
法人税等合計	△8	26	34
中間純利益	1,934	1,884	△49

- (注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.25	1.17	△0.08
(イ) 貸出金利回	1.81	1.66	△0.15
(ロ) 有価証券利回	0.65	0.82	0.17
(2) 資金調達原価 ②	1.25	1.17	△0.08
(イ) 預金等利回	0.06	0.05	△0.01
(ロ) 外部負債利回	0.53	0.10	△0.43
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.00	0.00	0.00

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5.42	5.30	△0.12
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	5.42	5.30	△0.12
業務純益ベース	5.42	5.30	△0.12
中間純利益ベース	10.75	9.92	△0.83

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	834,765	862,593	27,827
預金(平残)	833,549	856,374	22,825
貸出金(末残)	530,603	554,578	23,975
貸出金(平残)	515,772	542,495	26,723

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	631,086	630,054	△1,032
法人	162,464	174,950	12,485
計	793,551	805,004	11,452

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	129,803	142,038	12,235
その他ローン残高	10,201	10,446	244
計	140,004	152,484	12,480

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	371,327	388,742	17,415
総貸出金残高	② 百万円	530,603	554,578	23,975
中小企業等貸出金比率	①/② %	69.98	70.09	0.11
中小企業等貸出先件数	③ 件	41,630	41,415	△215
総貸出先件数	④ 件	41,766	41,552	△214
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.67	99.67	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	2	3
保証	878	1,743	759	1,616
計	878	1,743	761	1,620

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,485	22,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	10,789	10,789
	利益剰余金	629	2,578
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	152
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	33,903	35,700
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	33,903	35,700
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,806	1,758
	一般貸倒引当金	3,252	2,434
	負債性資本調達手段等	500	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	500	—
計	5,559	4,192	
うち自己資本への算入額 (B)	4,310	3,997	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	38,214	39,697

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	293,129	333,273
	オフ・バランス取引等項目	4,603	1,989
	信用リスク・アセットの額 (E)	297,733	335,263
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	22,869	22,925
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,829	1,834
	計(E)+(F) (H)	320,602	358,188
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		11.91	11.08
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		10.57	9.96

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,485	22,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,789	10,789
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	83
	その他利益剰余金	1,867	3,670
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	152
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	35,142	36,874
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	35,142	36,874
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,249	1,249
	一般貸倒引当金	3,304	2,472
	負債性資本調達手段等	500	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	500	—	
計	5,054	3,721	
うち自己資本への算入額 (B)	3,757	3,493	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	38,899	40,367
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	293,774	333,903
	オフ・バランス取引等項目	4,603	1,989
	信用リスク・アセットの額 (E)	298,378	335,892
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)	22,902	23,060
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,832	1,844
計(E) + (F) (H)	321,280	358,953	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		12.10	11.24
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		10.93	10.27

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	43	27
危険債権	256	223
要管理債権	5	3
正常債権	5,032	5,318

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループの事実上および財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想・見込み・所存等の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

1. 重要な会計方針及び見積り

当行グループ(以下、「当行」という。)の中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

また、将来事象が確定できないため会計上の見積りが必要とされる場合には、仮定の適切性・情報の適切性・計算の正確性等につき合理的な判断のもとに計上しております。

2. 当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績の分析

当行の当中間連結会計期間末における財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

(1) 資産関連

貸出金残高につきましては、住宅ローンが増加しましたが、中小企業向け貸出や地方公共団体向け貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末比26億69百万円減少の5,521億15百万円となりました。

有価証券残高につきましては、国債残高が減少したことなどから、前連結会計年度末比99億79百万円減少の3,567億32百万円となりました。

貸出金残高や有価証券残高は減少したものの、コールローン残高が400億円増加したことなどから、当中間連結会計期間末の総資産額は、前連結会計年度末比481億9百万円増加の1兆665億65百万円となりました。

(2) 負債及び純資産関連

預金残高につきましては、法人預金や公金預金が増加したことなどから、前連結会計年度末比275億43百万円増加の8,624億68百万円となりました。

上記を主要因として、当中間連結会計期間末の負債額は、前連結会計年度末比476億29百万円増加の1兆241億12百万円となりました。

純資産につきましては、中間純利益18億48百万円を計上したことなどから、前連結会計年度末比4億80百万円増加の424億53百万円となりました。

(3) 不良債権処理の進捗

リスク管理債権は前連結会計年度末比22億66百万円減少の254億33百万円となりました。貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、前連結会計年度末比0.39ポイント低下の4.60%となりました。

(4) 自己資本比率

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(国内基準)は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当中間連結会計期間末における連結自己資本比率(国内基準)は前連結会計年度末比0.08ポイント上昇の11.08%となりました。

(5) 主な収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金が増加したことなどから、前中間連結会計期間比3億34百万円増加の57億92百万円となりました。

役務取引等収支は、預かり資産手数料の増加等により、前中間連結会計期間比14百万円増加の6億49百万円となりました。

その他業務収支は、国債等関係損益が減少したことなどから、前中間連結会計期間比59百万円減少の1億3百万円となりました。

営業経費は、前中間連結会計期間比2億8百万円増加の55億4百万円となりました。

その他の経常収支は、前中間連結会計期間比89百万円減少の9億50百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前中間連結会計期間比9百万円減少の19億90百万円となりました。

3. キャッシュ・フローの状況の分析

当行の資金状況は、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高が前連結会計年度末比187億87百万円増加いたしました。主な内容は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加を主要因とし、71億1百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入を主要因とし、121億13百万円のプラスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主要因とし、4億27百万円のマイナスとなりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	全店	宮城県内	銀行業	情報系システム等	—	—	平成25年5月
	大河原 支店	宮城県柴田郡 大河原町	銀行業	店舗	1,746.75	491.46	平成25年6月
	塩釜 支店	宮城県塩釜市	銀行業	店舗	427.75	500.47	平成25年7月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
第I種優先株式	30,000,000
計	110,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,564,661	同左	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(注)2
第I種優先株式	20,000,000	同左	—	(注)
計	27,564,661	同左	—	—

(注) 1. 第I種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正されます(以下、かかる修正後の取得価額を、「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、(注)5.(5)⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

本①における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいいます。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、(注)5.(5)⑧に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は302円(ただし、(注)5.(5)⑧による調整を受ける)。

(4) 当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第I種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

5. 第Ⅰ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅰ種優先配当金

① 第Ⅰ種優先配当金

当銀行は、定款第55条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下、「第Ⅰ種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された第Ⅰ種優先株式を有する株主(以下、「第Ⅰ種優先株主」という。)または第Ⅰ種優先株式の登録株式質権者(以下、「第Ⅰ種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該第Ⅰ種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき、第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記②に定める配当率(以下、「第Ⅰ種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下、「第Ⅰ種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 第Ⅰ種優先配当率

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅰ種優先配当率

第Ⅰ種優先配当率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下、「第Ⅰ種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第Ⅰ種優先配当率は第Ⅰ種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅰ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅰ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅰ種優先中間配当金

当銀行は、定款第56条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株当たり、各事業年度における第Ⅰ種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下、「第Ⅰ種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき、第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過第Ⅰ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第Ⅰ種優先配当金相当額

第Ⅰ種優先株式1株当たりの経過第Ⅰ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第Ⅰ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記の第Ⅰ種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅰ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅰ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅰ種優先配当金の額全部(第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅰ種優先配当金の額全部(第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第Ⅰ種優先配当金の額全部(第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

第Ⅰ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行が第Ⅰ種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A)取得請求をした日(以下、「取得請求日」という。)における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B)取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

平成25年4月1日から平成48年9月30日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅰ種優先株主が取得の請求をした第Ⅰ種優先株式数に第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、取得請求期間の初日における普通株式時価(円位未満四捨五入)とする。ただし、当初取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

本④における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等(金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(以下、「取引所等」という。)への上場または登録をいう。以下同じ。)をしている場合

当初取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、取引所等(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)とする。

ロ. イ. 以外の場合

直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書(もしあれば)(連結BPS(以下に定義する。))に関するこれらの訂正報告書を含む。以下、「継続開示書類」という。)における1株当たり純資産額(連結ベースとし、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算する。以下、「連結BPS」という。)

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

本⑤における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円(ただし、下記⑧による調整を受ける。)

⑧ 取得価額の調整

イ. 第I種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。))その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ. に定義する。以下、本(C)、下記(D)及び(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。))をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ. に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下、「調整日」という。)における普通株式時価とする。なお、調整日の前日を最終日とする5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ. (B)および(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合には修正価額)とする。
- ニ. 上記イ. (C)ないし(E)および上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ、上記イ。(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ。(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

本⑧における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。

(a) 調整日からこれに先立つ5連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

調整日の前日を最終日とする5連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本⑧に準じて調整する。

(b) (a)以外の場合

連結BPS

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額(下記(7)、②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第I種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当銀行は、かかる第I種優先株式を取得するのと引換えに、第I種優先株式1株につき、第I種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第I種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第I種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当銀行の普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、第I種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

本項における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ、またはロ、の価額をいう。

イ、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

取引所等における当銀行の普通株式の終値

ロ、イ、以外の場合

連結BPS

なお、本項においては、上記(3)③に定める経過第I種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第I種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第I種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第I種優先株式を取得するのと引換えに、各第I種優先株主に対し、その有する第I種優先株式数に第I種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第I種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第I種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (a) 一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合
 一斉取得日に先立つ30連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。
- (b) (a)以外の場合
 連結BPS
- (8) 株式の分割または併合及び株式無償割当て
- ① 分割または併合
 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及び第I種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第I種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
6. 種類株主総会の決議
 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。
7. 第I種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	(普通株式) 7,564 (第I種優先株式) 20,000	—	22,485	—	10,789

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社じもとホールディングス	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	27,564	100.00
計	—	27,564	100.00

(注) 当行は株式会社きらやか銀行と、平成24年10月1日、株式移転により共同で設立した持株会社株式会社じもとホールディングスの完全子会社となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第I種優先株式 20,000,000	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,564,600	75,646	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 61	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	27,564,661	—	—
総株主の議決権	—	75,646	—

(注) 第I種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役本店営業部長 兼国分町支店長 兼東京支店長	取締役本店営業部長	香川 利則	平成25年9月9日
取締役地元企業応援部長 兼本業支援室長	取締役地元企業応援部長	佐藤 彰	平成25年10月1日

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※6 85,551	※6 104,318
コールローン及び買入手形	—	40,000
買入金銭債権	831	820
有価証券	※6, ※10 366,711	※6, ※10 356,732
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 554,785	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 552,115
外国為替	180	139
その他資産	※6 3,100	※6 2,945
有形固定資産	※8, ※9 12,664	※8, ※9 12,845
無形固定資産	565	1,300
繰延税金資産	3	2
支払承諾見返	1,680	1,620
貸倒引当金	△7,618	△6,276
資産の部合計	1,018,455	1,066,565
負債の部		
預金	※6 834,924	※6 862,468
譲渡性預金	128,930	139,630
借入金	※6 4,697	※6 7,615
外国為替	0	—
その他負債	2,438	9,549
賞与引当金	152	156
退職給付引当金	60	57
利息返還損失引当金	6	5
睡眠預金払戻損失引当金	154	128
偶発損失引当金	73	81
繰延税金負債	1,739	1,220
再評価に係る繰延税金負債	※8 1,623	※8 1,578
支払承諾	1,680	1,620
負債の部合計	976,483	1,024,112
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
利益剰余金	1,083	2,578
株主資本合計	34,357	35,852
その他有価証券評価差額金	5,223	4,271
土地再評価差額金	※8 2,391	※8 2,328
その他の包括利益累計額合計	7,614	6,600
純資産の部合計	41,972	42,453
負債及び純資産の部合計	1,018,455	1,066,565

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	9,103	8,826
資金運用収益	5,877	6,171
(うち貸出金利息)	4,633	4,470
(うち有価証券利息配当金)	1,182	1,605
役務取引等収益	1,224	1,258
その他業務収益	659	216
その他経常収益	※1 1,341	※1 1,179
経常費用	7,103	6,836
資金調達費用	418	379
(うち預金利息)	285	215
役務取引等費用	590	609
その他業務費用	496	113
営業経費	5,295	5,504
その他経常費用	302	229
経常利益	1,999	1,990
特別損失	75	142
固定資産処分損	57	32
減損損失	※2 18	※2 110
税金等調整前中間純利益	1,923	1,848
法人税、住民税及び事業税	39	61
法人税等還付税額	△1	—
法人税等調整額	△45	△61
法人税等合計	△7	△0
中間純利益	1,930	1,848

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益	1,930	1,848
その他の包括利益	△231	△951
その他有価証券評価差額金	△231	△951
中間包括利益	1,699	896
親会社株主に係る中間包括利益	1,699	896

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	22,485	22,485
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	22,485	22,485
資本剰余金		
当期首残高	20,242	10,789
当中間期変動額		
欠損填補	△9,453	—
当中間期変動額合計	△9,453	—
当中間期末残高	10,789	10,789
利益剰余金		
当期首残高	△10,687	1,083
当中間期変動額		
欠損填補	9,453	—
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,930	1,848
自己株式の消却	△66	—
土地再評価差額金の取崩	—	62
当中間期変動額合計	11,317	1,495
当中間期末残高	629	2,578
自己株式		
当期首残高	△66	—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	—
自己株式の消却	66	—
当中間期変動額合計	66	—
当中間期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	31,973	34,357
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,930	1,848
自己株式の取得	△0	—
土地再評価差額金の取崩	—	62
当中間期変動額合計	1,930	1,495
当中間期末残高	33,903	35,852

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,648	5,223
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△231	△951
当中間期変動額合計	△231	△951
当中間期末残高	1,417	4,271
土地再評価差額金		
当期首残高	2,391	2,391
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	△62
当中間期変動額合計	—	△62
当中間期末残高	2,391	2,328
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,039	7,614
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△231	△1,014
当中間期変動額合計	△231	△1,014
当中間期末残高	3,808	6,600
純資産合計		
当期首残高	36,013	41,972
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,930	1,848
自己株式の取得	△0	—
土地再評価差額金の取崩	—	62
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△231	△1,014
当中間期変動額合計	1,698	480
当中間期末残高	37,712	42,453

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,923	1,848
減価償却費	418	530
減損損失	18	110
貸倒引当金の増減(△)	△1,255	△1,342
賞与引当金の増減額(△は減少)	167	4
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△7	△3
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△0	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	39	△25
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△26	7
資金運用収益	△5,877	△6,171
資金調達費用	418	379
有価証券関係損益(△)	△78	△212
為替差損益(△は益)	△0	△0
固定資産処分損益(△は益)	3	32
貸出金の純増(△)減	△13,812	2,669
預金の純増減(△)	19,989	27,543
譲渡性預金の純増減(△)	△100	10,700
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	978	2,918
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	384	20
コールローン等の純増(△)減	32	△39,988
外国為替(資産)の純増(△)減	2	41
外国為替(負債)の純増減(△)	1	△0
資金運用による収入	4,732	4,731
資金調達による支出	△724	△368
その他	108	3,744
小計	7,336	7,166
法人税等の還付額	15	15
法人税等の支払額	△20	△79
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,331	7,101
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△61,221	△40,522
有価証券の売却による収入	77,982	32,207
有価証券の償還による収入	7,303	20,219
投資活動としての資金運用による収入	1,254	1,797
有形固定資産の取得による支出	△159	△694
無形固定資産の取得による支出	△68	△893
資産除去債務の履行による支出	△0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,090	12,113

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△9	△11
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	—
財務活動としての資金調達による支出	△11	—
配当金の支払額	△1	△416
自己株式の取得による支出	△0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,022	△427
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	31,400	18,787
現金及び現金同等物の期首残高	59,796	85,456
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 91,196	※1 104,244

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|----|
| (1) 連結子会社 | 1社 |
| 会社名 仙銀ビジネス株式会社 | |
| (2) 非連結子会社 | 0社 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 持分法適用の非連結子会社 | 0社 |
| (2) 持分法適用の関連会社 | 0社 |
| (3) 持分法非適用の非連結子会社 | 0社 |
| (4) 持分法非適用の関連会社 | 0社 |

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 | |
| 9月末日 | 1社 |
| (2) 子会社については、中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 | |

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,830百万円（前連結会計年度末は3,102百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債はございません。

(12) リース取引の処理方法

当行の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	208百万円	292百万円
延滞債権額	27,021百万円	24,793百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	147百万円	93百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	322百万円	254百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	27,699百万円	25,433百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	3,589百万円	3,459百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	0百万円	0百万円
有価証券	52,525百万円	51,290百万円
その他資産	1百万円	1百万円
計	52,526百万円	51,291百万円

担保資産に対応する債務

預金	892百万円	1,174百万円
借入金	4,630百万円	7,550百万円

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引担保等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	19,461百万円	35,453百万円
また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
敷金保証金	183百万円	182百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	142,577百万円	138,594百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	142,577百万円	138,594百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	2,887百万円	2,846百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	6,187百万円	6,413百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	850百万円	735百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	1,040百万円	976百万円

※2. 減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県亘理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4百万円
2	宮城県気仙沼市	営業用店舗	その他の有形固定資産	14百万円

上記の資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行グループの管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行グループ全体としてグルーピング)で行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県仙台市宮城野区	遊休	土地	107百万円
			建物	3百万円

上記の資産については、店舗の新築に伴い処分を予定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行グループの管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行グループ全体としてグルーピング)で行っております。

また、遊休資産については、各資産単位でグルーピングを行っております。

なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した正味売却価額として算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,591	—	26	7,564	(注) 1
第 I 種優先株式	20,000	—	—	20,000	
合計	27,591	—	26	27,564	
自己株式					
普通株式	24	1	26	—	(注) 2
合計	24	1	26	—	

(注) 1. 発行済株式の普通株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 当中間連結会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,564	—	—	7,564	
第 I 種優先株式	20,000	—	—	20,000	
合計	27,564	—	—	27,564	

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月 25日 定時株主総会	普通株式	355	47.00	平成25年 3月 31日	平成25年 6月 26日
	第 I 種優先株式	60	3.00	平成25年 3月 31日	平成25年 6月 26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 11月 12日 取締役会	普通株式	122	利益剰余金	16.25	平成25年 9月 30日	平成25年 12月 6日
	第 I 種優先株式	30	利益剰余金	1.50	平成25年 9月 30日	平成25年 12月 6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	91,279百万円	104,318百万円
定期預け金	△0百万円	△0百万円
その他の預け金	△82百万円	△74百万円
現金及び現金同等物	91,196百万円	104,244百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車輛運搬具

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	8	6	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	6	—	1

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

(単位: 百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	8	7	—	0
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	7	—	0

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	1	0
1年超	—	—
合計	1	0
リース資産減損勘定の残高	—	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	1	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	1	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	7	6
1年超	—	—
合計	7	6

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。((注2)参照)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	85,551	85,551	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	19,850	19,309	△540
その他有価証券	346,584	346,584	—
(4) 貸出金	554,785		
貸倒引当金(※1)	△7,437		
	547,348	552,239	4,891
資産計	999,333	1,003,685	4,351
(1) 預金	834,924	835,054	130
(2) 譲渡性預金	128,930	128,929	△0
負債計	963,854	963,984	129

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	104,318	104,318	—
(2) コールローン及び買入手形	40,000	40,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,735	17,193	△541
その他有価証券	338,720	338,720	—
(4) 貸出金	552,115		
貸倒引当金(※1)	△6,124		
	545,991	551,068	5,077
資産計	1,046,764	1,051,300	4,535
(1) 預金	862,468	862,477	9
(2) 譲渡性預金	139,630	139,606	△23
負債計	1,002,098	1,002,084	△13

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(※1) (※2)	277	277
合 計	277	277

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行っておりません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※ 1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	150	150	0
	その他	8,000	8,929	929
	小計	8,150	9,079	929
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	700	696	△3
	その他	11,000	9,533	△1,466
	小計	11,700	10,229	△1,470
合計		19,850	19,309	△540

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	370	370	0
	その他	7,000	7,816	816
	小計	7,370	8,187	817
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	365	362	△2
	その他	10,000	8,642	△1,357
	小計	10,365	9,005	△1,359
合計		17,735	17,193	△541

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	7,027	5,276	1,750
	債券	324,692	319,146	5,545
	国債	120,502	118,361	2,141
	地方債	64,614	63,007	1,606
	短期社債	—	—	—
	社債	139,575	137,777	1,797
	その他	4,835	4,536	299
	小計	336,555	328,960	7,595
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,557	1,683	△125
	債券	8,237	8,248	△10
	国債	—	—	—
	地方債	877	886	△9
	短期社債	—	—	—
	社債	7,360	7,362	△1
	その他	233	240	△7
	小計	10,028	10,172	△143
合計		346,584	339,132	7,451

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	7,544	5,366	2,177
	債券	288,074	284,413	3,660
	国債	104,430	102,869	1,561
	地方債	57,987	56,909	1,078
	短期社債	—	—	—
	社債	125,656	124,635	1,020
	その他	7,470	7,014	455
	小計	303,088	296,794	6,294
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	1,051	1,124	△72
	債券	30,815	30,854	△39
	国債	—	—	—
	地方債	6,599	6,615	△16
	短期社債	—	—	—
	社債	24,215	24,238	△22
	その他	3,764	3,949	△184
	小計	35,631	35,927	△296
合計		338,720	332,722	5,997

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	7,451
その他有価証券	7,451
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△2,228
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,223
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,223

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,997
その他有価証券	5,997
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△1,726
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,271
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,271

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金			(注)
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		16,768	10,813	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金			(注)
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		12,715	10,415	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	33百万円	33百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	0百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円	△0百万円
その他増減額(△は減少)	一百万円	△29百万円
期末残高	33百万円	3百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,835	1,880	1,387	9,103

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,573	1,942	1,310	8,826

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,574.74	1,642.26

(注) 1株当たり中間(期末)純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	41,972	42,453
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,060	30,030
(うち優先株式発行金額)	百万円	(30,000)	(30,000)
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(60)	(—)
(うち中間優先配当額)	百万円	(—)	(30)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	11,912	12,423
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	7,564	7,564

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	255.21	240.35
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,930	1,848
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	30
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	—	—
(うち中間優先配当額)	百万円	—	(30)
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,930	1,818
普通株式の期中平均株式数	千株	7,565	7,564
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	42.61	69.44
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	30
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	—	—
(うち中間優先配当額)	百万円	—	(30)
普通株式増加数	千株	37,746	19,050
(うち優先株式)	千株	(37,746)	(19,050)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

当行と当行連結子会社である仙銀ビジネス株式会社は、平成25年11月12日開催の両社の取締役会において、監督官庁の認可等を得られることを前提として当行を存続会社として合併することを承認決議し、合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社仙台銀行(当行)

事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 仙銀ビジネス株式会社

事業の内容 銀行業務請負

(2) 企業結合日

平成26年3月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

仙銀ビジネス株式会社は、当行の銀行業務を請負う当行100%子会社として平成2年7月に設立いたしました。業務範囲が縮小していることなどからグループ経営の合理化・効率化を図るため、吸収合併することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 85,551	※7 104,318
コールローン	—	40,000
買入金銭債権	831	820
有価証券	※1, ※7, ※11 366,721	※1, ※7, ※11 356,742
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 557,327	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 554,578
外国為替	180	139
その他資産	※7 3,275	※7 3,113
その他の資産	3,275	3,113
有形固定資産	※9, ※10 10,531	※9, ※10 10,836
無形固定資産	564	1,300
支払承諾見返	1,680	1,620
貸倒引当金	△7,674	△6,313
資産の部合計	1,018,990	1,067,157
負債の部		
預金	※7 835,081	※7 862,593
譲渡性預金	128,930	139,630
借入金	※7 4,697	※7 7,615
外国為替	0	—
その他負債	2,420	9,531
未払法人税等	75	76
リース債務	62	67
資産除去債務	33	3
その他の負債	2,249	9,384
賞与引当金	150	154
退職給付引当金	60	57
利息返還損失引当金	6	5
睡眠預金払戻損失引当金	154	128
偶発損失引当金	73	81
繰延税金負債	2,175	1,662
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,107	※9 1,107
支払承諾	1,680	1,620
負債の部合計	976,539	1,024,189

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
資本準備金	10,789	10,789
利益剰余金	2,283	3,753
利益準備金	—	83
その他利益剰余金	2,283	3,670
繰越利益剰余金	2,283	3,670
株主資本合計	35,558	37,027
その他有価証券評価差額金	5,223	4,271
土地再評価差額金	※9 1,669	※9 1,669
評価・換算差額等合計	6,892	5,940
純資産の部合計	42,450	42,968
負債及び純資産の部合計	1,018,990	1,067,157

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	9,207	8,895
資金運用収益	5,924	6,216
(うち貸出金利息)	4,680	4,515
(うち有価証券利息配当金)	1,182	1,605
役務取引等収益	1,224	1,258
その他業務収益	659	216
その他経常収益	※1 1,398	※1 1,203
経常費用	7,210	6,952
資金調達費用	418	379
(うち預金利息)	285	215
役務取引等費用	590	609
その他業務費用	496	113
営業経費	※2 5,410	※2 5,620
その他経常費用	294	228
経常利益	1,996	1,943
特別損失	※3 69	※3 32
税引前中間純利益	1,926	1,911
法人税、住民税及び事業税	35	36
法人税等還付税額	△1	—
法人税等調整額	△42	△10
法人税等合計	△8	26
中間純利益	1,934	1,884

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	22,485	22,485
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	22,485	22,485
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,000	10,789
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	△4,210	—
当中間期変動額合計	△4,210	—
当中間期末残高	10,789	10,789
その他資本剰余金		
当期首残高	5,242	—
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	4,210	—
欠損填補	△9,453	—
当中間期変動額合計	△5,242	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	20,242	10,789
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	—	—
欠損填補	△9,453	—
当中間期変動額合計	△9,453	—
当中間期末残高	10,789	10,789
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	83
当中間期変動額合計	—	83
当中間期末残高	—	83

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△9,453	2,283
当中間期変動額		
欠損填補	9,453	—
利益準備金の積立	—	△83
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の消却	△66	—
当中間期変動額合計	11,321	1,386
当中間期末残高	1,867	3,670
利益剰余金合計		
当期首残高	△9,453	2,283
当中間期変動額		
欠損填補	9,453	—
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の消却	△66	—
当中間期変動額合計	11,321	1,469
当中間期末残高	1,867	3,753
自己株式		
当期首残高	△66	—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	—
自己株式の消却	66	—
当中間期変動額合計	66	—
当中間期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	33,208	35,558
当中間期変動額		
欠損填補	—	—
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の取得	△0	—
自己株式の消却	—	—
当中間期変動額合計	1,933	1,469
当中間期末残高	35,142	37,027

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,648	5,223
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△231	△951
当中間期変動額合計	△231	△951
当中間期末残高	1,417	4,271
土地再評価差額金		
当期首残高	1,669	1,669
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,669	1,669
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,317	6,892
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△231	△951
当中間期変動額合計	△231	△951
当中間期末残高	3,086	5,940
純資産合計		
当期首残高	36,525	42,450
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△415
中間純利益	1,934	1,884
自己株式の取得	△0	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△231	△951
当中間期変動額合計	1,702	517
当中間期末残高	38,228	42,968

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,830百万円(前事業年度末は3,102百万円)であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
 - (4) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	10百万円	10百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	208百万円	292百万円
延滞債権額	27,021百万円	24,793百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	147百万円	93百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	322百万円	254百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	27,699百万円	25,433百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	3,589百万円	3,459百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	0百万円	0百万円
有価証券	52,525百万円	51,290百万円
その他資産	1百万円	1百万円
計	52,526百万円	51,291百万円

担保資産に対応する債務

預金	892百万円	1,174百万円
借入金	4,630百万円	7,550百万円

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引担保等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	19,461百万円	35,453百万円

また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
敷金保証金	351百万円	350百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	142,577百万円	138,594百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	142,577百万円	138,594百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	2,201百万円	2,241百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	5,380百万円	5,591百万円

※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	850百万円	735百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	1,092百万円	995百万円

※2. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	331百万円	368百万円
無形固定資産	72百万円	147百万円

※3. 減損損失

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

以下の資産について減損損失を計上しております。

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県亘理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4百万円
2	宮城県気仙沼市	営業用店舗	その他の有形固定資産	14百万円

上記の資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング)で行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当中間会計期間において、減損損失を認識した資産はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	24	1	26	—	(注)
合計	24	1	26	—	

(注) 当中間会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、自己株式の消却によるものであります。

当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度期首において自己株式はなく、当中間会計期間における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産
車輛運搬具

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	8	6	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	6	—	1

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	8	7	—	0
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	7	—	0

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	1	0
1年超	—	—
合計	1	0
リース資産減損勘定の残高	—	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	1	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	1	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	7	6
1年超	—	—
合計	7	6

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成25年 3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (平成25年 9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位: 百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
子会社株式	10	10
関連会社株式	—	—
合計	10	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
期首残高	33百万円	33百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	0百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円	△0百万円
その他増減額(△は減少)	一百万円	△29百万円
期末残高	33百万円	3百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	255.72	245.21
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,934	1,884
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	30
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	—	—
(うち中間優先配当額)	百万円	—	(30)
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,934	1,854
普通株式の期中平均株式数	千株	7,565	7,564
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	42.69	70.82
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	30
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	—	—
(うち中間優先配当額)	百万円	—	(30)
普通株式増加数	千株	37,746	19,050
(うち優先株式)	千株	(37,746)	(19,050)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表の(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

(2) 【その他】

中間配当

平成25年11月12日開催の取締役会において、第93期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当額	122百万円
1株当たりの中間配当金	16円25銭

(2) 第I種優先株式

中間配当額	30百万円
1株当たりの中間配当金	1円50銭

(3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月6日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第92期) (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月25日 東北財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成25年4月26日 東北財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

株式会社仙台銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	雅	章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬	底	治	啓	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社仙台銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

株式会社仙台銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	雅	章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬	底	治	啓	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第93期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社仙台銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【会社名】	株式会社仙台銀行
【英訳名】	THE SENDAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取鈴木隆は、当行の第93期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。